

県本部各部課長 殿
県下各警察署長

原 議 永 年 保 存					
共	00	00	10	31	5年

宮本指第267号
平成28年3月15日
宮城県警察本部長

違法駐車車両の移動に関する負担金等に係る滞納処分執行要領の一部改正について（通達）

違法駐車車両の移動に関する負担金等に係る滞納処分の執行については、「違法駐車車両の移動に関する負担金等に係る滞納処分執行要領の制定について（通達）」（平成20年7月9日付け宮本指第640号）により実施していたところであるが、この度、別添のとおり違法駐車車両の移動に関する負担金等に係る滞納処分執行要領の一部を改正したので、事務処理上誤りのないようにされたい。

なお、これに伴い、前記通達は廃止する。

記

1 改正の要点

- (1) 行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定に基づき、不服申立てに関する教示事項を整理した。
- (2) その他文言の整理等所要の整備を行った。

2 施行期日

平成28年4月1日

別添

違法駐車車両の移動に関する負担金等に係る滞納処分執行要領

第1 総則

1 趣旨

この要領は、道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「道交法」という。）第51条第15項に規定する負担金及び同条第17項に規定する延滞金（以下「負担金等」という。）を納付しない者に対し、同条第18項の規定に基づき、警察署長（以下「署長」という。）が行う滞納処分の執行要領について必要な事項を定める。

2 準拠

違法駐車車両の移動に関する負担金等に係る滞納処分の執行については、道交法、地方税法（昭和25年法律第226号）、国税徴収法（昭和34年法律第147号。以下「国徴法」という。）、国税徴収法施行令（昭和34年政令第329号。以下「国徴法施行令」という。）、国税徴収法施行規則（昭和37年大蔵省令第31号）、国税通則法（昭和37年法律第66号）、宮城県県税条例（昭和25年宮城県条例第42号）、宮城県県税条例施行規則（昭和29年宮城県規則第76号）、財務規則（昭和39年宮城県規則第7号）その他滞納処分に関する法令等に定めるもののほか、この要領の定めるところによる。

3 用語の意義

この要領において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ次に定めるところによる。

(1) 滞納処分

道交法第51条第18項の規定により、国徴法第5章に規定する処分を行うことをいう。

(2) 徴収職員

負担金等の徴収に関する事務に従事する職員として署長が指定した職員をいう。

(3) 滞納者

負担金等の納付を命じられた者で、その納付の期限（以下「納期限」という。）までに納付しない者をいう。

(4) 差押え

滞納処分の第一段階であり、負担金等の滞納金を徴収するために、滞納者の特定の財産の法律上又は事実上の処分を禁止し、これを取立てできる状態にしておくことを目的とする強制処分をいう。

(5) 取立て

差し押さえた債権の本来の性質及び、内容に従って、金銭又は換価に適する財産の給付を受ける手続をいう。

(6) 配当

債権等の差押えによって第三債務者等から給付を受けた金銭を、負担金等に充当する手続（交付要求を行った他の債権者に対する交付及び滞納者に対する残余の交付を含む。）をいう。

4 時効

(1) 時効による消滅

負担金等は、地方税法第18条の規定により、納期限の翌日から起算して5年間徴収権を行使しないことによって時効により消滅する。

(2) 時効の中断

負担金等の徴収権の時効は、地方税法第18条の2の規定により、督促状を発送した日から起算して10日を経過した日までの期間中断し、また、財産を差し押さえたときは、その差押えの効力が生じた時から終了した時まで中断する。

なお、中断後は、新たに進行を始める。

第2 徴収職員の指定等

1 徴収職員の指定及び任務

徴収職員は、違法駐車車両の取締り事務を担当する警察職員で、主任以上の職にある者の中から署長が指定し、署長の命を受け、滞納処分を執行することを任務とする。

2 徴収職員証の交付等

(1) 署長は、徴収職員を指定したときは、当該徴収職員に徴収職員証（別記様式第1号）を交付すること。

(2) 署長は、徴収職員証の作成、返納、廃棄及び再交付の状況を、徴収職員証整理簿（別記様式第2号）に記載し、明らかにしておくこと。

(3) 徴収職員は、徴収職員証の適正な保管管理に努めるほか、人事異動その他の理由により滞納処分を執行することができなくなったときは、徴収職員証を返納すること。

(4) 徴収職員は、徴収職員証を紛失したときは、速やかにその状況を署長に報告するとともに、徴収職員証再交付申請書（別記様式第3号）により、再交付の申請をすること。

第3 送達

1 書類の送達

滞納処分に関する書類（以下「関係書類」という。）は、地方税法第20条の規定により、当該送達を受けるべき者の住所、居所、事務所又は事業所に対し、郵便による送達又は交付送達により行うこと。

(1) 郵便による送達

ア 関係書類の重要度に応じて、書留郵便又は配達証明郵便により送達すること。

イ 関係書類の名称、その送達を受けるべき者の氏名、宛先、発送の年月日等

を関係書類郵送記録簿（別記様式第4号）に記載しておくこと。

(2) 交付送達

送達を受けるべき者に交付する場合は、交付送達記録書（別記様式第5号）に署名押印を求め、その経過を明らかにしておくこと。

2 公示送達

地方税法第20条の2の規定による公示送達を行う場合は、公示送達書（別記様式第6号）を警察署の掲示板に掲示して行うこと。

第4 滞納処分

1 滞納処分の要件

滞納処分は、滞納者に対し、道交法第51条第17項の規定による負担金等の督促状を発した日から起算して10日を経過した日までに完納しない場合に行うこと。

2 滞納処分の執行の決定及び差押えの予告

(1) 滞納処分の執行の決定

督促状によって督促したのにもかかわらず、滞納者が負担金等を納付しないときは、滞納処分執行決定書（別記様式第7号）により、負担金等の滞納処分を執行する旨の決定を行うこと。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

ア 滞納者の住所、居所、事務所又は事業所が明らかでないとき。

イ その他負担金等の滞納処分の執行が適当でないとき。

(2) 差押えの予告

滞納処分の執行の決定を行ったときは、当該滞納者に対して財産差押予告通知書（別記様式第8号）に納付書を同封して送達すること。

第5 財産調査

国徴法第141条の規定による滞納者の財産調査のための質問又は検査は、次により行うこと。

1 滞納者等に対する質問

滞納者その他関係人に質問したときは、必要に応じてその結果を聴取書（別記様式第9号）に記載の上、明らかにしておくこと。この場合において、滞納者と面接したときは、できる限り誓約書（別記様式第10号）を徴すること。

2 給与の調査

給与の差押えを前提とする調査は、まず、所得状況等の調査について（照会）（別記様式第11号）により、市町村役場等に対する住民課税状況を照会し、給与収入があること及び給与の支払者を把握すること。市町村役場等に対する照会の結果、給与の支払者等が知れた場合は、給与等の支払状況について（照会）（別記様式第12号）により、給与の支給の実態を調査すること。

3 電話会社調査

東日本電信電話株式会社又は西日本電信電話株式会社の営業所に対する電話加入権の調査は、当該営業所の長又はこれに代わる者に電話加入原簿・電話加入権

質原簿閲覧申請書（別記様式第13号）を提出の上、電話加入原簿等を閲覧することとし、その調査結果を電話加入権調査書（別記様式第14号）に記載すること。

4 金融機関調査

(1) 銀行等調査

金融機関に対する預貯金等の調査は、ゆうちょ銀行は貯金等の調査について（別記様式第15号）によって、ゆうちょ銀行以外の銀行等は預金等の調査について（別記様式第16号）によって行い、それぞれ別紙回答書により回答を求めること。ただし、金融機関に直接赴いて調査を行うときは、当該金融機関の長又はこれに代わる者に金融機関の預貯金等の調査証（別記様式第17号）を提示の上、滞納者に係る預貯金等に関する質問を行い、又は帳簿若しくは書類を調査すること。

(2) クレジットカード会社調査

電話会社に対する調査等からクレジットカードによる料金支払方法等が判明した場合には、当該クレジットカード会社に対し、調査依頼について（別記様式第18号）によって、振替口座金融機関名等の調査を行い、別紙回答書により回答を求めること。

5 徴収職員証の携帯等

徴収職員は、滞納処分を執行するときは、徴収職員証を携帯し、関係者から要求があったときは、これを提示すること。

第6 搜索調書の作成

徴収職員は、国徴法第142条から第145条までの規定により、搜索を行ったときは、同法第146条第1項の規定により、搜索調書（別記様式第19号）を作成し、同条第2項の規定により、搜索調書（謄本）（別記様式第19号の2）を搜索を受けた滞納者又は第三者及びこれらの者以外の立会人があるときはその立会人（以下「滞納者等」という。）に交付すること。この場合、搜索調書には滞納者等の署名押印を求め、滞納者等がこれに応じないときは、その理由を搜索調書に付記すること。

また、搜索に引き続いて財産を差し押さえたときは、国徴法第54条の規定により、差押調書（別記様式第20号）を作成することとなるので、差押調書を作成した場合には、搜索調書は作成せず、差押調書（謄本）（別記様式第20号の2）を滞納者等に交付すること。

第7 財産の差押え

1 債権の差押え

(1) 徴収職員は、国徴法第62条の規定によって債権（国徴法第54条第2号に規定する債権をいう。以下同じ。）を差し押さえるときは、債権差押通知書（別記様式第21号）を作成し、第三債務者に債権差押通知書を送達すること。

また、債権の差押えの効力は、債権差押通知書が第三債務者に送達されたと

きに生ずることとなるので、差押えの効力が生じた場合は、国徴法第54条の規定により、差押調書を作成し、差押調書（謄本）を滞納者に交付すること。

なお、当該債権が国徴法第55条各号に掲げるものに該当するときは、同条各号に掲げる者のうち知れている者に対し、担保権設定等財産の差押通知書（別記様式第22号）をもって通知すること。ただし、国徴法施行令第22条第2項の規定により、差押調書（謄本）の交付を受けた者に対しては、通知することを要しない。

(2) 徴収職員は、給料等を差し押さえるときは、前記(1)の規定によるほか、次により行う。

ア 給料等の差押えについて滞納者の承諾があるときは、国徴法第76条第5項の規定により、同条第1項、第2項及び第4項の規定による差押禁止の規定が適用されず、差押手続が簡素化されるため、できる限り滞納者から給料等の差押承諾書（別記様式第23号）を徴すること。

イ 第三債務者たる給与支払者に債権差押通知書を送付する場合において、滞納者から給料等の差押承諾書を徴しているときはその写しを添付し、滞納者から給料等の差押承諾書を徴していないときは給料等の差押えについての差押金額計算書（別記様式第24号）を添付すること。

ウ 給料等の差押えについては、差押禁止に関する規定との関連上、その取立てが数回に及ぶこととなっても、国徴法第66条の規定によって当該差押えの効力は徴収すべき負担金等の額を限度として、差押え後に支払われるべき給料等に及ぶこととなるため、重ねて債権差押通知書及び差押調書を作成しないこと。

エ 給料等の差押えの合計額が徴収すべき負担金等の額に達したときは、第三債務者たる給与支払者に支払完了通知書（別記様式第25号）により通知すること。

2 債権証書の取上げ

(1) 取上げ

徴収職員は、国徴法第65条の規定により、債権の差押えのため必要があるときは、その債権に関する証書（以下「債権証書」という。）を取り上げることができる。債権証書を取り上げた場合は、国徴法施行令第28条第1項の規定により、取上調書（別記様式第26号）を作成し、取上調書（謄本）（別記様式第26号の2）を滞納者その他当該処分を受けた者に交付すること。ただし、国徴法施行令第28条第2項の規定により、債権証書の取上げに際し、捜索調書又は差押調書を作成するときは、これらの調書に当該債権証書の名称その他必要事項を付記して取上調書の作成に代えることができる。

(2) 署長への引渡し

徴収職員は、取り上げた債権証書を速やかに署長に引き渡すこと。債権証書の引渡しを受けた署長は、国徴法施行令第23条第2項の規定により、債権証

書の出納の状況を差押財産出納簿（別記様式第27号）に記載し、その経緯を明らかにしておくこと。

3 二重差押え

債権を重ねて差押えをする二重差押えは、前記2の手續によるほか、既に滞納処分による差押えがされている場合は、先順位の差押えに係る行政機関等に対して交付要求すること。

また、既に強制執行等による差押えがされている場合は、滞納処分と強制執行等との手續の調整に関する法律（昭和32年法律第94号）第36条の3第2項の規定により執行裁判所に対して債権差押通知書により通知すること。

4 取立て

(1) 金融機関に対する債権の取立て

国徴法第67条第1項の規定による差し押さえた債権の取立てを金融機関に対して行う場合は、取立金額を確定して速やかに財務規則第34条第1項の納入通知書（財務規則の運用について（通知）（平成2年出会第26号。以下「運用通知」という。）様式第67号の1）、領収済通知書（運用通知様式第67号の2）及び収納票（運用通知様式第67号の3）（以下「納付書」と総称する。）を作成し、通知して行うこと。ただし、金融機関に差押えに赴き、その場で取り立てる場合等直接現金により取り立てたときは、財務規則第37条第2項の規定に基づく運用通知第37条（現金等の領収）関係4の現金領収票（運用通知様式第73号の1）及び現金領収票（控）（運用通知様式第73号の2）を手書きで作成し、出納事務の委任等に関する規程（昭和60年宮城県告示第354号）第7条第1項の現金領収印を押印して、現金領収票を当該金融機関に交付すること。

(2) 現金を取り立てた場合

現金領収票により領収した現金は、財務規則第37条第2項の現金納付書（運用通知様式第72号の2）、領収済通知書（運用通知様式第72号の3）及び収納票（運用通知様式第72号の4）により、翌営業日までに指定金融機関等に払い込むこと。

5 配当

(1) 配当計算書の発送

国徴法第129条第1項及び第4項から第6項までの規定により、財産の差押えによる金銭（以下「換価代金等」という。）を配当しようとするときは、国徴法第131条の規定により、配当計算書（別記様式第28号）を作成し、取立ての日から3日以内に、債権現在額申立書を提出した者、国徴法第130条第2項後段の規定により金額を確認した債権を有する者及び滞納者に対し配当計算書（謄本）（別記様式第28号の2）を発送すること。

(2) 換価代金等の交付期日の告知

前記(1)の規定により配当計算書（謄本）を発送するときは、国徴法第132

条第1項及び第2項の規定により、その交付のため発送した日から起算して7日を経過した日を換価代金等の交付期日として付記し、告知しなければならない。ただし、配当する債権が負担金等以外に無く、かつ、残余金もない場合は、その期間を短縮することができる。

(3) 交付を受けた者からの領収証の徴収

換価代金等の交付期日において換価代金等を交付したときは、当該換価代金等の交付を受けた者から換価代金等領収書(別記様式第29号)を徴すること。

(4) 滞納者への通知

差し押さえた金銭又は交付要求により交付を受けた金銭は、国徴法第129条第2項の規定により、負担金等に充当すること。また、滞納者に対し充当通知書(別記様式第30号)により通知すること。

(5) 滞納者への残余金の交付

前記(1)の規定により配当した金銭又は前記(4)の規定により充当した金銭に残余があるときは、当該残余の金銭を滞納者に交付し、当該滞納者から残余金領収書(別記様式第31号)を徴すること。

第8 歳入の手続

道交法第51条第18項の規定による負担金等の滞納処分に伴い、前記第7-5-1又は(4)の規定により負担金等に配当し、又は充当した金銭については、財務規則第31条及び第75条の規定に基づき、歳入の手続をとること。

第9 差押えの解除

1 差押えを解除しなければならない場合

署長は、国徴法第79条第1項各号の一に該当することとなったときは差押えを解除すること。

2 差押えを解除することができる場合

署長は、国徴法第79条第2項各号の一に該当することとなったときは差押財産の全部又は一部について、その差押えを解除すること。

3 差押えの解除

(1) 差押え解除の通知

国徴法第80条第1項及び第2項の規定による差押えの解除の手続は、差押解除通知書(別記様式第32号)により行うこと。

また、質権者等のうち知っている者及び第10の規定による交付要求をしている者があるときの国徴法第81条の規定による差押解除の通知は、差押解除通知書により行うこと。

(2) 財産の返還

差押えの解除に伴い、取り上げている債権証書があるときは、前記(1)の手続きのほか、国徴法第80条第5項の規定により、滞納者に対し返還すること。

この場合、滞納者から差押財産受領書(別記様式第33号)を徴すること。

第10 換価配当の交付要求

1 交付要求の要件

次の場合は、強制換価手続（国徴法第2条第12号に規定する強制換価手続をいう。以下同じ。）に参加して配当を受け、それにより負担金等を徴収すること。

- (1) 滞納者の財産について先行の強制換価手続が行われたこと。
- (2) 滞納となっている負担金等があること。

2 交付要求の手続

(1) 交付要求の方法

国徴法第82条第1項の規定による交付要求は、強制換価手続を行った執行機関（国徴法第2条第13号に規定する執行機関をいう。以下同じ。）に対し、交付要求書（別記様式第34号）によって行うこと。

なお、二重差押えを行った場合には、先順位の差押権者（2以上ある場合にはその全て）に送達する交付要求書に、その旨を付記すること。

(2) 滞納者等への通知

国徴法第82条第2項の規定による滞納者への通知は、交付要求通知書（別記様式第35号）により行うこと。

(3) 配当を受けるための措置

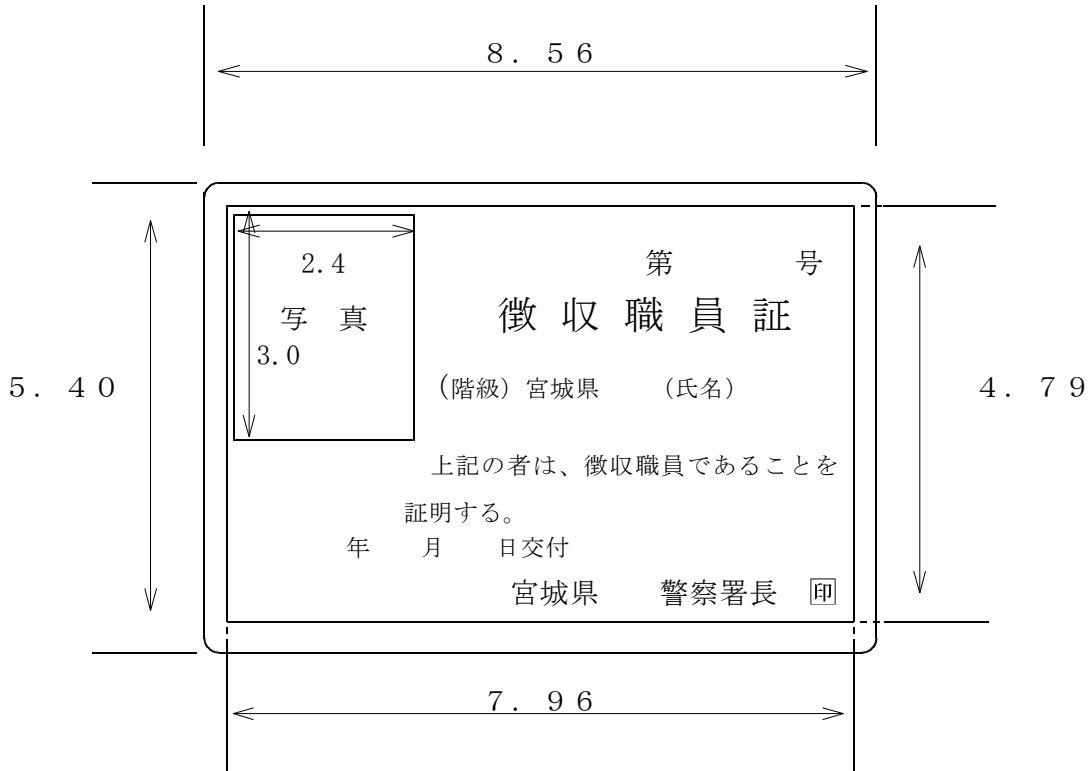
交付要求に係る配当を受けるため、交付要求書を送達した執行機関、又は行政機関等に国徴法第130条第1項の規定により、売却決定の日の前日までに債権現在額申立書（別記様式第36号）を提出しなければならない。

3 交付要求の解除

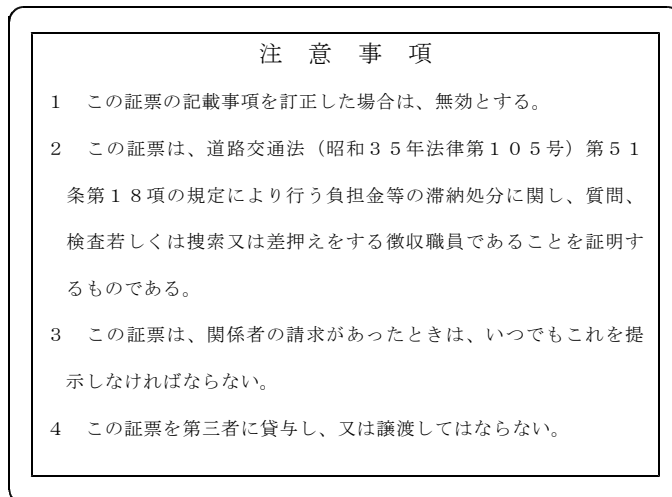
国徴法第84条第1項の規定による交付要求の解除は、交付要求解除通知書（別記様式第37号）により行うこと。

別記様式第1号

(表)



(裏)



- 備考1 用紙の両面に無色透明の薄板を接着させること。
2 図示の長さの単位は、センチメートルとする。

徴収職員証整理簿

徴収職員証 番 号	作 成 ・ 交 付				
	係 名	階 級	氏 名	交付年月日	受領印
				年 月 日	
	返 納 ・ 廃 棄			再 交 付	
	返納年月日	廃棄年月日	廃棄者印	申請年月日	理 由
	年 月 日	年 月 日		年 月 日	
徴収職員証 番 号	作 成 ・ 交 付				
	係 名	階 級	氏 名	交付年月日	受領印
				年 月 日	
	返 納 ・ 廃 棄			再 交 付	
	返納年月日	廃棄年月日	廃棄者印	申請年月日	理 由
	年 月 日	年 月 日		年 月 日	
徴収職員証 番 号	作 成 ・ 交 付				
	係 名	階 級	氏 名	交付年月日	受領印
				年 月 日	
	返 納 ・ 廃 棄			再 交 付	
	返納年月日	廃棄年月日	廃棄者印	申請年月日	理 由
	年 月 日	年 月 日		年 月 日	
徴収職員証 番 号	作 成 ・ 交 付				
	係 名	階 級	氏 名	交付年月日	受領印
				年 月 日	
	返 納 ・ 廃 棄			再 交 付	
	返納年月日	廃棄年月日	廃棄者印	申請年月日	理 由
	年 月 日	年 月 日		年 月 日	
徴収職員証 番 号	作 成 ・ 交 付				
	係 名	階 級	氏 名	交付年月日	受領印
				年 月 日	
	返 納 ・ 廃 棄			再 交 付	
	返納年月日	廃棄年月日	廃棄者印	申請年月日	理 由
	年 月 日	年 月 日		年 月 日	

徴収職員証再交付申請書

年 月 日

宮城県 警察署長 殿

宮城県 警察署交通課（交通第一課）

階 級 氏名 ⑩

下記のとおり徴収職員証を紛失しましたので、再交付を申請します。

記

- 1 紛失した徴収職員証（交付年月日及び徴収職員証番号）
- 2 紛失年月日
- 3 紛失場所
- 4 紛失の状況

別記様式第5号

交 付 送 達 記 録 書	
年 月 日	
次のとおり送達しました。	
宮城県 警察署 徴収職員 (印)	
送達を受けるべき者	住所又は所在地
	氏名又は名称
書類の名称及び送達数	
受取人の署名（記名）押印	(印)
送達した年月日時	年 月 日 午 時 分
送達した場所	
備 考	

別記様式第6号

公 示 送 達 書

宮城県 警察署告示第 号

下記のとおり道路交通法（昭和35年法律第105号）第51条第16項から第18項までの規定による書類を、それぞれ下表右欄に掲げる者に対して交付するので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2第2項の規定により告示する。

なお、下表に掲げる書類は、宮城県 警察署交通課（交通第一課）に保管し、いつでもこれを交付する。

年 月 日

宮城県 警察署長

印

送達すべき書類名	通 数	公示送達の理由	送達を受けるべき者の住所、氏名等

注 地方税法第20条の2第3項の規定により、この掲示を始めた日から起算して7日を経過したときに、書類の送達があったものとみなされる。

別記様式第7号

決 裁	署長	副署長・次長	課長	統括係長	係長	整理番号	第	号
						決裁年月日	.	.
滞 納 処 分 執 行 決 定 書								
次の者に対し、道路交通法（昭和35年法律第105号）第51条第18項の規定により、負担金等の滞納処分を執行することを決定する。								
滞 納 者	住所又は所在地							
	氏名又は名称	年 月 日生（ 歳）						
	職業等							
滞 納 金 額		負担金	延滞金		合計金額			
		円	円		円			
納 付 命 令	送 達	年 月 日 第		号 納付期限		年 月 日		
	公示送達	年 月 日 告示第		号（		）		
督 促 状	送 達	年 月 日 第		号 指定期限		年 月 日		
	公示送達	年 月 日 告示第		号（		）		
時 効 完 成 日		年 月 日						
催 促 状 況	面接等	面接		電話		その他		
	納付意思確認	年 月 日 午		時 分		確認方法		
	財産差押予告通知書	年 月 日 発送 第		号				
標 章 番 号								
備 考		担当者 ⑩						

〒

殿

宮城県 警察署長

印

財産差押予告通知書

あなたが納付すべき違法駐車車両の移動に関する負担金が未納となっています。
 ついては、下記指定納付期限までに次の負担金を同封の納付書により、納付場所に必ず振り込んで下さい。
 納付されないときは、道路交通法（昭和35年法律第105号）第51条第18項の規定に基づき、地方税の滞納処分の例により、あなたの財産を差し押さえます。
 下記期日までに納付できない特別の事情があるときは、申し出てください。
 また、納付された後、本状が届いた場合は、行き違いですので、御了承願います。

記

年度	負 担 金
	円

指定納付期限	年 月 日 まで
納付場所	

注1 納付書は督促状に同封しました納付書と同一のものです。上記納付場所でお納め下さい（同納付書の納入期限は経過していますが納付することができます。）。

2 本状の送達により納付されたときは、延滞金が発生していることがあります。
 延滞金が発生している場合には、負担金を納付した後に、負担金に係る延滞金納付のお知らせと納付書が届きますので、上記納付場所でお納め下さい。

照 会 先	
〒	宮城県
	宮城県 警察署 交通課（交通第一課）
電話（ ）	— （内線 ）

電話連絡は、土曜日、日曜日、休日及び12月29日から1月3日までを除く月曜日から金曜日までの午前8時30分から午後5時15分までの間にお願いします。

誓 約 書

私が、宮城県 警察署長に納付すべき負担金 円につきま

しては、 年 月 日までに納入することを誓約いたします。

なお、不履行の場合は、いかなる処分を受けても不服を申しません。

年 月 日

宮城県 警察署長 殿

住所

氏名

印

第 号
年 月 日

殿

宮城県 警察署長

印

所得状況等の調査について（照会）

ご多忙中恐縮ですが、道路交通法（昭和35年法律第105号）第51条第18項の規定に基づく違法駐車車両の移動に関する負担金の滞納処分に必要なありますので、国税徴収法（昭和34年法律第147号）第141条に基づき、下記の者に係る照会事項について調査の上、別紙によりご回答くださるようお願い申し上げます。

記

住所又は所在地	
(旧住所又は旧所在地)	
フリガナ 氏名又は名称 (生年月日)	年 月 日生

照 会 事 項

- 1 所得状況について（別紙のとおり）
- 2 その他参考となる事項

照会庁取扱者 宮城県 警察署 徴収職員 印

回答先 〒 所在地 宮城県
名称 宮城県 警察署交通課（交通第一課）
電話 () ー 内線

第 号
年 月 日

殿

宮城県 警察署長



給与等の支給状況等の調査について（照会）

ご多忙中恐縮ですが、道路交通法（昭和35年法律第105号）第51条第18項の規定に基づく違法駐車車両の移動に関する負担金の滞納処分に必要がありますので、国税徴収法（昭和34年法律第147号）第141条に基づき、下記の者に係る照会事項について調査の上、別紙によりご回答くださるようお願い申し上げます。

記

住所又は所在地	
(旧住所又は旧所在地)	
フリガナ 氏名又は名称 (生年月日)	年 月 日生

照 会 事 項	
1 給与等の支給状況について（別紙のとおり）	
2 その他参考となる事項	
照会庁取扱者	宮城県 警察署 徴収職員 ⑩
回答先 〒	所在地 宮城県 名称 宮城県 警察署交通課（交通第一課） 電話 () - 内線

別紙

殿

所在地

会社名

印

給与等の支給状況について（回答）

照会のあった標記の件について、下記のとおり回答します。

記

1 調査対象者

住所

（会社への届出住所が異なる場合記入）

氏名

生年月日：

年 月 日

2 退職済み（年 月）

3 給与等の支給状況（既に退職されている場合は最終の給与支給状況で記入願います。）

	給与（年 月 日支給）	賞与（年 月 日支給）
1 支給総額	円	円
2 源泉所得税額	円	円
3 特別徴収住民税額	円	円
4 社会保険料の額	円	円
5 給与の支給日	毎月 日（当日が休養日の場合 日）	
6 賞与の次回支給予定		平成 年 月 日、未定
7 支給額の確定	支給日の 日前	支給日の 日前
8 生計を一つにする 親族等の人数	配偶者 有・無、子 人 その他（本人との関係 ）人 計 人（本人を含まない。）	
9 先行する給与差押 の有無	有・無（有の場合：執行機関名及び差押期間） 執行機関【 】 支払終了見込み【平成 年 月】	

4 給与等の支払方法（既に退職されている場合は、最終の給与支給状況で記載願います。）

1 支払方法	現金支払 ・ 口座振込払
2 口座振込の場合	銀行 支店 口座番号（ ）

担当の方の御連絡先

課

係

お名前

電話番号

（ ）

内線

電 話 加 入 権 調 査 書

調査先	営業所	年 月 日調査	調 査 者		
滞納者	氏名又は 名称		住所又は 所在地		
加入 原簿 (基本 情報)	加入者	氏 名			
		住 所			
		電 話 番 号			
		電 話 機 の 設 置 場 所			
		電 話 の 種 類	単独 共同 着信	単独 共同 着信	単独 共同 着信
			住宅用 事務用	住宅用 事務用	住宅用 事務用
		連絡先・掲載			
差 押	受 付 番 号	号	号	号	
	差 押 年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	
	執 行 機 関 名	税 務 署 市・町・村	税 務 署 市・町・村	税 務 署 市・町・村	
	差 押 金 額・ 税 目 等	円 税	円 税	円 税	
現 に 効 力 の あ る 質 権	受 付 番 号	番	番	番	
	登 録 年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	
	設 定 年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	
	債 権 額	円	円	円	
	質 権 者	住 所 氏 名			
料金払込口座振替の有 無及び銀行口座等		口座振替 有 ・ 無 (毎月 日引落)	口座振替 有 ・ 無 (毎月 日引落)	口座振替 有 ・ 無 (毎月 日引落)	
		金融機関名 銀行 支店	金融機関名 銀行 支店	金融機関名 銀行 支店	
		口座番号	口座番号	口座番号	
		口座名義	口座名義	口座名義	

第 号
年 月 日

殿

宮城県 警察署長



貯金等の調査について（照会）

この照会は、違法駐車車両の移動に関する負担金等の徴収のため、道路交通法（昭和35年法律第105号）第51条第18項の規定により適用する地方税法（昭和25年法律第226号）及び国税徴収法（昭和34年法律第147号）第141条第3号の規定に基づき行うものです。ご多忙のところ恐縮ですが、次の者に係る照会事項について調査の上、別紙貯金等調査回答書により回答していただきますようお願いいたします。

記

住所又は所在地	
(旧住所又は旧所在地)	
フリガナ 氏名又は名称 (生年月日)	年 月 日生

照 会 事 項	
1 通常郵便貯金口座開設の有無。有りの場合は、記号番号、現在高、最終取引日及び過去3か月分の預払状況 2 定額・定期郵便貯金口座開設の有無。有りの場合は、記号番号、個番、預入年月日、預入金額及び、満 3 その他参考となる事項	
照会庁取扱者	宮城県 警察署 徴収職員 (印)
回答先 〒	所在地 宮城県 名称 宮城県 警察署交通課（交通第一課） 電話 () - 内線

※ 回答書に取引明細書等の資料を添付していただいたときは、その項目の記載は必要ありません。

別紙

貯金等調査回答書

氏名又は 名称		生年月日	年 月 日生
住所又は 所在地 (旧住所又は 旧所在地)		

届出住所				
貯 金 口 座	有 無	有 . 無		
	記号番号			
	現在高	円	円	円
	最終取引日	年 月 日	年 月 日	年 月 日
	※ 取引がある 場合には、過 去3か月分の 預払状況の明 細の添付をお 願いします。			
定 額 ・ 定 期 口 座	有 無	有 . 無		
	記号番号			
	個番			
	預入年月日	年 月 日	年 月 日	年 月 日
	預入金額	円	円	円
	満期日	年 月 日	年 月 日	年 月 日

その他参考となる事項

上記のとおり回答します。

年 月 日

宮城県 警察署長 殿

印

担当者	印	電話
-----	---	----

殿

宮城県 警察署長



預金等の調査について（照会）

この照会は、違法駐車車両の移動に関する負担金等の徴収のため、道路交通法（昭和35年法律第105号）第51条第18項の規定により適用する地方税法（昭和25年法律第226号）及び国税徴収法（昭和34年法律第147号）第141条第3号の規定に基づき行うものです。ご多忙のところ恐縮ですが、次の者に係る照会事項について調査の上、別紙回答書により回答していただきますようお願いします。

記

住所又は所在地 (旧住所又は旧所在地)	
フリガナ 氏名又は名称 (生年月日)	年 月 日生

照 会 事 項	
1 預金口座の有無。有りの場合は、口座開設店、口座種別、口座番号、預金残高、最終取引日及び、満期日 2 貸付の有無。有りの場合は、貸付の形式、貸付金額、担保物件、担保内容及び、返済遅延額 3 保護預かりの有無。有りの場合は、品目及び点数 4 その他参考となる事項	
照会庁取扱者	宮城県 警察署 徴収職員 (印)
回答先 〒	所在地 宮城県 名称 宮城県 警察署交通課（交通第一課） 電話 () - 内線

※ 回答書に取引明細等の資料を添付していただいたときは、その項目の記載は必要ありません。

別紙

預金等調査回答書

氏名又は 名称		生年月日	年 月 日生
住所又は 所在地 (旧住所又は 旧所在地)		

届出住所					
預 金	口座開設の有無	有 ・ 無			
	口座開設店				
	口座種別				
	口座番号				
	預金残高 (残高照会日)	円 (年 月 日)	円 (年 月 日)	円 (年 月 日)	
	最終取引日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	
	満期日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	
貸 付	貸付の有無	有 ・ 無			
	貸付の形式	証書 ・ 手形	貸付金額	円	
	担保物件	有 ・ 無	担保内容		
	返済遅延	有 ・ 無	返済遅延額	円	
保護預かり	有 ・ 無	品目		点数(株数)	

その他参考となる事項

上記のとおり回答します。

年 月 日

宮城県 警察署長 殿

印

担当者

Ⓜ

電話

金融機関の預貯金等の調査証

住 所

預金者名

道路交通法（昭和35年法律第105号）第51条第18項の規定に基づき地方税の滞納処分
の例により違法駐車車両の移動に関する負担金等を徴収するため、上記の者（預金者名義は異な
っているが、上記の者と同一であると認められるものを含む。）の預貯金等を調査する必要があ
ることを証する。

調査担当者

宮城県 警察署

徴収職員

調査対象金融機関

年 月 日

宮城県 警察署長

印

殿

宮城県 警察署長



調査依頼について（照会）

この照会は、違法駐車車両の移動に関する負担金等の徴収のため、道路交通法（昭和35年法律第105号）第51条第18項の規定により適用する地方税法（昭和25年法律第226号）及び国税徴収法（昭和34年法律第147号）第141条第3号の規定に基づき行うものです。ご多忙のところ恐縮ですが、次の者に係る照会事項について調査の上、別紙回答書により回答していただきますようお願いいたします。

記

滞 納 者	住 所 又 は 所 在 地 (旧住所又は 旧所在地)	
	フリガナ 氏名又は名称 (生年月日)	年 月 日生
照 会 事 項		
1 契約名義人の住所、氏名（又は所在地、名称）及び電話番号 2 料金の支払方法 3 その他参考となる事項		
照会庁取扱者	宮城県 警察署 徴収職員	㊟
回答先 〒	所在地 宮城県 名称 宮城県 警察署交通課（交通第一課） 電 話 () - 内線	

別紙

調査回答書		
住所又は所在地		
ふりがな		電話番号
氏名又は名称		
料金の 支払の方法	<input type="checkbox"/> 現金支払 <input type="checkbox"/> 口座振替 <div style="margin-left: 100px;">金融機関名 _____</div> <div style="margin-left: 100px;">口座番号 _____</div>	
その他	<input type="checkbox"/> 該当なし <input type="checkbox"/> 移転（ 年 月 日付け） <div style="margin-left: 100px;">移転先住所 _____</div> <div style="margin-left: 100px;">移転先電話番号 _____</div> <div style="margin-left: 100px;">取扱いの支店等 _____</div> <input type="checkbox"/> 空番につき前加入者を回答 <input type="checkbox"/> その他参考事項	
<p>上記のとおり回答します。</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>宮城県 警察署長 殿</p> <p style="text-align: right; margin-right: 50px;">_____ 印</p>		
担当者		<input type="checkbox"/> 電話

捜 索 調 書							
殿			宮	第	年	月	号 日
宮城県			警察署				
徴収職員			⑩				
道路交通法（昭和35年法律第105号）第51条第18項の規定による違法駐車車両の移動に関する負担金等の滞納金額を徴収するため、下記のとおり捜索しましたので、国税徴収法（昭和34年法律第147号）第146条第1項の規定により、この調書を作成します。							
滞 納 者	住所又は所在地						
	氏名又は名称						
滞 納 金 額	年度	違反番号	納期限	負担金	延滞金	滞納処分費	備考
			・	円	法律による金額 円	法律による金額 円	
			・	円	法律による金額 円	法律による金額 円	
			・	円	法律による金額 円	法律による金額 円	
			・	円	法律による金額 円	法律による金額 円	
			・	円	法律による金額 円	法律による金額 円	
捜 索 事 項	捜索した場所 又は物						
	捜索日時		年 月 日 午 時 分から 午 時 分まで				
備 考							
謄 本 事 項	上記の捜索に立ち会い、捜索調書謄本を受領しました。 年 月 日 () ⑩						
	捜索調書謄本（捜索を受けた者宛て）を受領しました。 年 月 日 () ⑩						
連 絡 先	〒 — 所在地 宮城県 名 称 宮城県 警察署交通課（交通第一課） 電 話 () — 内線						

備考 「滞納金額」の欄が不足するときは、別紙を使用すること。

捜 索 調 書 (謄 本)							
殿						宮 第 号 年 月 日	
宮城県 警察署							
徴収職員						⑩	
<p>道路交通法（昭和35年法律第105号）第51条第18項の規定による違法駐車車両の移動に関する負担金等の滞納金額を徴収するため、下記のとおり捜索しましたので、国税徴収法（昭和34年法律第147号）第146条第1項の規定により、この調書を作成します。</p>							
滞納者	住所又は所在地						
	氏名又は名称						
滞納金額	年度	違反番号	納期限	負担金	延滞金	滞納処分費	備考
			. .	円	法律による金額 円	法律による金額 円	
			. .	円	法律による金額 円	法律による金額 円	
			. .	円	法律による金額 円	法律による金額 円	
			. .	円	法律による金額 円	法律による金額 円	
			. .	円	法律による金額 円	法律による金額 円	
捜索事項	捜索した場所 又は物		-----				
	捜索日時		年 月 日 午 時 分から 午 時 分まで				
備考	-----						
謄本事項	上記の捜索に立ち会い、捜索調書謄本を受領しました。 年 月 日 () ⑩						
	捜索調書謄本（捜索を受けた者宛て）を受領しました。 年 月 日 () ⑩						
連絡先	〒 ー 所在地 宮城県 名称 宮城県 警察署交通課（交通第一課） 電話 () ー 内線						

備考 「滞納金額」の欄が不足するときは、別紙を使用すること。

差 押 調 書							
この差押債権の取立その他の処分を禁じます。			宮	第	年	月	号 日
殿			宮城県		警察署長		印
<p>道路交通法（昭和35年法律第105号）第51条第18項の規定による違法駐車車両の移動に関する負担金等の滞納金額を徴収するため、次の債権を差し押さえましたので、国税徴収法（昭和34年法律第147号）第54条の規定によりこの調書を作成します。</p> <p>なお、この差押え後は、この債権者の取立て、免除、譲渡その他の処分をしてはいけません。</p>							
滞 納 金 額	(債権者)	住所又は所在地					
	(債務者)	氏名又は名称					
滞 納 金 額	年度	違反番号	納期限	負担金	延滞金	滞納処分費	備考
			・	円	法律による金額 円	法律による金額 円	
			・	円	法律による金額 円	法律による金額 円	
			・	円	法律による金額 円	法律による金額 円	
差 押 債 権	(債権者)	住所又は所在地					
	(債務者)	氏名又は名称					
履行期限			年 月 日				
備 考	<div style="border-top: 1px dashed black; border-bottom: 1px dashed black; height: 20px;"></div>						
謄 本 事 項	差押調書謄本（滞納者宛て）を受領しました。 年 月 日 () ㊟						
	債権差押通知書（第三債務者宛て）を受領しました。 年 月 日 () ㊟						
取 扱 者	徴収職員						㊟
連 絡 先	〒 — 所在地 宮城県 名 称 宮城県 警察署交通課（交通第一課） 電 話 () — 内線						

注1 延滞金は、この差押後の取立日までの金額になります。

2 この処分について不服があるときは、この処分のあったことを知った日の翌日から起算して3か月以内（地方税法（昭和25年法律第226号）第19条の4各号に規定する日がこの期間内にあるときは、当日まで）に宮城県公安委員会に審査請求をすることができます。

差 押 調 書 (謄 本)							
この差押債権の取立その他の処分を禁じます。			宮 第 号 年 月 日				
殿			宮城県 警察署長		印		
<p>道路交通法（昭和35年法律第105号）第51条第18項の規定による違法駐車車両の移動に関する負担金等の滞納金額を徴収するため、次の債権を差し押さえたので、国税徴収法（昭和34年法律第147号）第54条の規定によりこの調書を作成します。</p> <p>なお、この差押え後は、この債権者の取立て、免除、譲渡その他の処分をしてはいけません。</p>							
(債 納 者)	住所又は所在地						
	氏名又は名称						
滞 納 金 額	年度	違反番号	納期限	放置違反金	延滞金	滞納処分費	備考
			・	円	法律による金額 円	法律による金額 円	
			・	円	法律による金額 円	法律による金額 円	
差 押 債 権	住所又は所在地						
	氏名又は名称						
履行期限		年 月 日					
備 考							
謄 本 事 項	差押調書謄本（滞納者宛て）を受領しました。 年 月 日 () ⑩						
	債権差押通知書（第三債務者宛て）を受領しました。 年 月 日 () ⑩						
取 扱 者		徴収職員					⑩
連 絡 先	〒 -		所在地 宮城県				
			名 称 宮城県 警察署交通課（交通第一課）				
			電 話 () - 内線				

注1 延滞金は、この差押後の取立日までの金額になります。

2 この処分について不服があるときは、この処分のあったことを知った日の翌日から起算して3か月以内（地方税法（昭和25年法律第226号）第19条の4各号に規定する日がこの期間内にあるときは、当日まで）に宮城県公安委員会に審査請求をすることができます。

債権差押通知書

宮 第 号
年 月 日

殿

宮城県 警察署長



道路交通法（昭和35年法律第105号）第51条第18項の規定による違法駐車車両の移動に関する負担金等の滞納金額を徴収するため、次の債権を差し押さえますから履行期限までに徴収職員に支払ってください。
なお、この通知を受けた後は、債権者に対して支払ってもその支払は無効です。

（債権者） 滞納者	住所又は所在地	
	氏名又は名称	

滞納金額	年度	違反番号	納期限	負担金	延滞金	滞納処分費	備考
				・	円	法律による金額 円	法律による金額 円
			・	円	法律による金額 円	法律による金額 円	
			・	円	法律による金額 円	法律による金額 円	
			・	円	法律による金額 円	法律による金額 円	
			・	円	法律による金額 円	法律による金額 円	

債権者	住所又は所在地	
	氏名又は名称	
差押債権		
	履行期限	年 月 日

備考	

取扱者	徴収職員	⑨
-----	------	---

連絡先	〒	—	所在地	宮城県
			名称	宮城県 警察署交通課（交通第一課）
			電話	() — 内線

注1 延滞金は、この差押後の取立日までの金額になります。
 2 この処分について不服があるときは、この処分のあったことを知った日の翌日から起算して3か月以内（地方税法（昭和25年法律第226号）第19条の4各号に規定する日がこの期間内にあるときは、当日まで）に宮城県公安委員会に審査請求をすることができます。

別記様式第23号

給料等の差押承諾書

年 月 日

宮城県 警察署長 殿

住所

氏名

印

私が支払者から受ける毎月の給料等のうち金 円については、
差押えをされることを承諾します。

支 払 者 (債 務 者)	住 所 又 は 所 在 地	TEL
	氏 名 又 は 名 称	
給料等の差押 えについて応 答できる者	役職 (係)	TEL
	氏 名	
特 記 事 項		

別記様式第24号

差 押 金 額 計 算 書			
(債権者) 滞納者	住所又は所在地		
	氏名又は名称		
給 料 、 法 定 控 除 額 等			金 額
① 給料等の月額			円
② 国税徴収法 (昭和34年法律第147号) 第76条第1項に規定する差押禁止額	1号	給料等から徴収される源泉徴収所得税額	円
	2号	〃 地方税額	円
	3号	〃 社会保険料等	円
	4号	政令で定める金額	円
	5号	{① - (1号 + 2号 + 3号 + 4号の合計額)} × 20/100。ただし(4号の金額 × 2)の金額を限度とする。	円
	合計	1号 + 2号 + 3号 + 4号 + 5号の合計額	円
③ 差押金額		① - (②の合計額)	円
作成者	年 月 日 氏名		印

政令で定める金額 (上記②の4号欄の金額)

家族数 (本人を含む。)	1人	2人	3人	4人	5人以上
金額	100,000円	145,000円	190,000円	235,000円	1人を超えるごとに45,000円を加算する。

(計算上の留意点)

- 1 給料等の月額については、1,000円未満の端数を切り捨てる。
- 2 ②の欄については、1,000円未満の端数を切り上げる。

支 払 完 了 通 知 書

第 号
年 月 日

殿

宮城県 警察署長

印

滞納者（債権者） の違法駐車車両の移動に関する負担金等を
徴収するため、あなたから支払われる を
日に差し押えましたが 年 月 日にその滞納負担金
の金額に達しましたので、通知します。

取 上 調 書

宮 第 年 月 号 日

宮城県 警察署

徴収職員 (印)

道路交通法（昭和35年法律第105号）第51条第18項の規定による違法駐車車両の移動に関する負担金等の滞納金額を徴収するため、次の証書を取り上げましたので、国税徴収法施行令（昭和34年政令第329号）第28条第1項の規定によりこの調書を作成します。

(債権者) 滞納者	住所又は所在地	
	氏名又は名称	
取 り 上 げ た 証 書	証 書 の 名 称 等	差 押 財 産
備 考	
	
膳 本 事 項	取上調書膳本を受領しました。 年 月 日 () (印)	
	取上調書膳本（処分を受けた者宛て）を受領しました。 年 月 日 () (印)	
連 絡 先	〒 ー 所在地 宮城県 名 称 宮城県 警察署交通課（交通第一課） 電 話 () ー 内線	

注 この処分について不服があるときは、この処分のあったことを知った日の翌日から起算して3か月以内（地方税法（昭和25年法律第226号）第19条の4各号に規定する日がこの期間内にあるときは、当該日まで）に宮城県公安委員会に審査請求をすることができます。

取 上 調 書 (謄 本)	
宮 第 年 月 号 日 宮城県 警察署 徴収職員 ⑩	
道路交通法（昭和35年法律第105号）第51条第18項の規定による違法駐車車両の移動に関する負担金等の滞納金額を徴収するため、次の証書を取り上げましたので、国税徴収法施行令（昭和34年政令第329号）第28条第1項の規定によりこの調書を作成します。	
(債権者)	住所又は所在地
滞納者)	氏名又は名称
取 り 上 げ た 証 書	証 書 の 名 称 等
	差 押 財 産
備 考
謄 本 事 項	取上調書謄本を受領しました。 年 月 日 () ⑩ 取上調書謄本（処分を受けた者宛て）を受領しました。 年 月 日 () ⑩
連 絡 先	〒 ー 所在地 宮城県 名 称 宮城県 警察署交通課（交通第一課） 電 話 () ー 内線

注 この処分について不服があるときは、この処分のあったことを知った日の翌日から起算して3か月以内（地方税法（昭和25年法律第226号）第19条の4各号に規定する日がこの期間内にあるときは、当該日まで）に宮城県公安委員会に審査請求をすることができます。

配 当 計 算 書

宮 第 号
年 月 日

殿

宮城県 警察署長

印

次の受入の欄に記載の金額については、換価代金等の交付の欄に記載の期日及び場所において、支払の欄又は残余金の欄に記載のとおり配当又は交付することとします。
 国税徴収法（昭和34年法律第147号）第131条の規定によりこの計算書を作成します。

滞納者	住所又は所在地				
	氏名又は名称				
受入	換価財産等の名称、数量、性質及び所在			金 額	
				円	
	-----			円	
				円	
支払	債権者の住（居）所及び氏名又は名称	宮城県警察署長が確認した債権額	配当順位	配当金額	備考
		円		円	
		円		円	
		円		円	
残余金（ 殿へ交付） 円					
換価代金等の交付	期 日	年 月 日 午 時 分			
	場 所	宮城県 警察署交通課（交通第一課）			
取扱者		徴収職員 ㊟			
連絡先	〒	所在地 宮城県			
		名称 宮城県 警察署交通課（交通第一課）			
		電話（ ） - 内線			

- 注1 交付期日には配当計算書謄本及び印章を持参して下さい。
- 2 この処分について不服があるときは、この処分のあったことを知った日の翌日から起算して3か月以内（地方税法（昭和25年法律第226号）第19条の4各号に規定する日がこの期間内にあるときは、当該日まで）に宮城県公安委員会に審査請求をすることができます。
- 3 この配当計算書について異議があるときは、換価代金等の交付期日までに宮城県警察署長に申し出ることができます。

配当計算書 (謄本)

宮 第 号
年 月 日

殿

宮城県

警察署長

印

次の受入の欄に記載の金額については、換価代金等の交付の欄に記載の期日及び場所において、支払の欄又は残余金の欄に記載のとおり配当又は交付することとします。
 国税徴収法（昭和34年法律第147号）第131条の規定によりこの計算書を作成します。

滞納者	住所又は所在地				
	氏名又は名称				
受入	換価財産等の名称、数量、性質及び所在			金額	
				円	
				円	
				円	
支払	債権者の住（居）所及び氏名又は名称	宮城県警察署長が確認した債権額	配当順位	配当金額	備考
		円		円	
		円		円	
		円		円	
残余金（ 殿へ交付） 円					
換価代金等の交付	期日	年 月 日 午 時 分			
	場所	宮城県 警察署交通課（交通第一課）			
取扱者		徴収職員 ㊟			
連絡先	〒	所在地 宮城県仙台市			
	—	名称 宮城県 警察署交通課（交通第一課）			
		電話（ ） — 内線			

注1 交付期日には配当計算書謄本及び印章を持参して下さい。

2 この処分について不服があるときは、この処分のあったことを知った日の翌日から起算して3か月以内（地方税法（昭和25年法律第226号）第19条の4各号に規定する日がこの期間内にあるときは、当該日まで）に宮城県公安委員会に審査請求をすることができます。

3 この配当計算書について異議があるときは、換価代金等の交付期日までに宮城県警察署長に申し出ることができます。

換 価 代 金 等 領 収 書

¥

ただし、 年 月 日付けの配当計算書に基づく換価代金等

上記金額を領収しました。

年 月 日

宮城県 警察署長 殿

住所

氏名

Ⓜ

別記様式第30号

充 当 通 知 書								
						第 年	月	号 日
殿								
						宮城県	警察署長	印
次のとおり、差し押さえた金銭（交付要求（参加差押え）により交付を受けた金銭）を滞納負担金等に充当しましたので通知します。								
滞 納 者	住所又は所在地							
	氏名又は名称							
差し押さえた金銭又は交付要求若しくは参加差押えにより交付を受けた金銭			差押え又は交付要求若しくは参加差押え年月日		金額又は金種別	交付を受けた年月日		
			年 月 日			年 月 日		
競売人・第三債務者 公売・競売執行機関等								
名称又は氏名				領収の内容			領収書No.	
充 当 の 内 訳	年度	違反番号	納期限	負担金	延滞金	滞納処分費	備考	
			. .	円	円	円		
			. .	円	円	円		
			. .	円	円	円		
			. .	円	円	円		
備 考								
取 扱 者		徴収職員 ㊟						
連 絡 先	〒 ー		所在地 宮城県					
			名 称 宮城県		警察署交通課（交通第一課）			
			電 話 ()		ー 内線			

注 この処分について不服があるときは、この処分のあったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に宮城県公安委員会に審査請求をすることができます。

備考 通知文は、差し押さえた金銭又は交付要求により交付を受けた金銭若しくは参加差押えにより交付を受けた金銭の区分に従って、適宜訂正すること。

残 余 金 領 収 書

¥

ただし、配当した金銭の残余金

上記金額を領収しました。

年 月 日

宮城県 警察署長 殿

住所

氏名

⑩

別記様式第32号

差 押 解 除 通 知 書		
第 年 月 日 号		
殿		
宮城県 警察署長 印		
次の財産の差押えを解除しましたので、国税徴収法（昭和34年法律第147号）第 条第 項の規定により通知します。		
滞 納 者	住所又は 所在地	
	氏名又は 名称	
差 押 解 除 財 産	名称、数量、性質及び所在	差押年月日
		年 月 日
		年 月 日
備 考		
取 扱 者	徴収職員 ㊟	
連 絡 先	〒 ー 所在地 宮城県 名称 宮城県 警察署交通課（交通第一課） 電話 () ー 内線	

備考1 通知文中の国税徴収法の規定の例による根拠条項は、それぞれ次のとおり記載すること。

- (1) 動産又は有価証券の差押えの解除を滞納者に通知する場合 第80条第1項
 - (2) 債権の差押えの解除を滞納者に通知する場合 第80条第2項
 - (3) 債権の差押えの解除を第三債務者に通知する場合 第80条第1項
 - (4) 質権者等のうち知れている者及び交付要求又は参加差押えをしている者に差押えの解除を通知する場合 第81条
- 2 封印等を取り除かせる場合は、「備考」欄に次のように記載すること。
- (1) 滞納者に保管させている財産を滞納者に取り除かせる場合、差押財産に取り付けている封印等を取り除いてください。
 - (2) 第三者に保管させている財産を第三者に取り除かせる場合、差押え財産に取り付けている封印等は、あなたから保管者に連絡し、保管者により取り除かせてください。

別記様式第34号

交 付 要 求 書							
<div style="display: flex; justify-content: space-between; align-items: center;"> 第 年 月 日 </div> <p style="text-align: center;">殿</p> <div style="display: flex; justify-content: space-between; align-items: center;"> 宮城県 警察署長 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;">印</div> </div>							
<p>道路交通法（昭和35年法律第105号）第51条第18項の規定による違法駐車車両の移動に関する負担金等を徴収するため、次の財産について、国税徴収法（昭和34年法律第147号）第82条第1項の規定により交付要求をします。</p>							
滞納者	住所又は所在地						
	氏名又は名称						
滞納金額	年度	違反番号	納期限	負担金	延滞金	滞納処分費	備考 (法定納期限等)
			. .	円	法律による金額 円	法律による金額 円	
			. .	円	円	円	
			. .	円	円	円	
	合 計			円	円	円	
交付要求に係る財産又は事件名	(名称、数量、性質及び所在)						
執行機関名				差押年月日	年 月 日		
備考							
取扱者	徴収職員 ㊟						
連絡先	〒 -		所在地 宮城県	名称 宮城県	警察署交通課 (交通第一課)		
			電話 ()	- 内線			

注 延滞金については、この交付要求書作成の日までのものです。
備考 「滞納金額」の欄が不足するときは、別紙を使用すること。

別記様式第35号

交 付 要 求 通 知 書							
						第 年 月 日	
殿							
宮城県 警察署長						印	
<p>道路交通法（昭和35年法律第105号）第51条第18項の規定による違法駐車車両の移動に関する負担金等を徴収するため、次の財産について交付要求しましたので、国税徴収法（昭和34年法律第147号）第82条第2項（第82条第3項において準用する同法第55条）の規定により通知します。</p>							
滞納者	住 所						
	氏 名						
滞納金額	年 度	違反番号	納期限	負担金	延滞金	滞納処分費	備考 (法定納期限)
			. .	円	法律による金額 円	法律による金額 円	
			. .	円	円	円	
			. .	円	円	円	
	合 計			円	円	円	
交付要求に係る財産名	(名称、数量、性質及び所在)						

	執行機関名			差押年月日		年 月 日	
取扱者	徴収職員						㊟
連絡先	〒 -		所在地	宮城県 警察署交通課（交通第一課）			
			名称	宮城県			
			担当者				
			電話	() -		内線	

- 注 1 延滞金については、この交付要求通知書作成の日までのものです。
- 2 この処分について不服があるときは、この処分のあったことを知った日の翌日から起算して3か月以内（地方税法（昭和25年法律第226号）第19条の4各号に規定する日がこの期間内にあるときは、当該日まで）に宮城県公安委員会に審査請求をすることができます。
- 備考 1 通知文中の国税徴収法の規定の例による根拠条項は、それぞれ次のように訂正すること。
- (1) 滞納者に通知する場合 第82条第2項
- (2) 質権者等のうち知っている者に通知する場合 第82条第3項において準用する同法第55条
- 2 「滞納金額」の欄が不足するときは、別紙を使用すること。

別記様式第36号

債 権 現 在 額 申 立 書										
							第 年 月 日			
殿							宮城県 警察署長		印	
交付要求（参加差押え）をした債権の現在額は、次のとおりです。										
滞納者	住所又は所在地									
	氏名又は名称									
公売財産	(名称、数量、性質及び所在)									
交付要求（参加差押え）に係る債権の現在額	年度	違反番号	納期限	法定納期限	負担金	延滞金	滞納処分費	計	備考	
			・ ・		円	円	円	円		
			・ ・		円	円	円	円		
			・ ・		円	円	円	円		
			・ ・		円	円	円	円		
	合 計				円	円	円	円		
交付要求（参加差押え）年月日					年 月 日					
備考										
取扱者		徴収職員 ㊟								
連絡先		〒 ー 所在地 宮城県 名称 宮城県 警察署交通課 (交通第一課) 電話 () ー 内線								

注 延滞金については、この債権現在額申立書作成の日までのものです。

別記様式第37号

交 付 要 求 解 除 通 知 書			
		第 年 月 日	号 日
殿		宮城県	警察署長 印
<p>次の財産に係る交付要求を解除しましたので、国税徴収法（昭和34年法律第147号）第84条第2項（第84条第3項において準用する同法第 条第 項）の規定により通知します。</p>			
滞納者	住 所		
	氏 名		
交付要求の解除に係る財産	(名称、数量、性質及び所在)	交付要求年月日	年 月 日
	行政機関等名		交付要求解除年月日
備考			
取扱者	徴収職員		㊟
連絡先	〒	所在地 宮城県 名称 宮城県 電話 ()	警察署交通課 (交通第一課) — 内線

備考 通知文中の国税徴収法の規定の例による根拠条項は、それぞれ次のように訂正又は記載すること。

- (1) 交付要求に係る執行機関に通知する場合 第84条第2項
- (2) 滞納者に通知する場合 第84条第3項において準用する同法第82条第2項
- (3) 質権者等のうち知っている者に通知する場合 第84条第3項において準用する同法第55条